

所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

松 井 健

(東京大学)

自由主義経済体制の先進諸国においては、個人の所有権は、絶対的なものであるかのように法的に固く守られている。そうした法システムのもとでは、個人的所有権は処分、収益、使用権の束として、財産権の基盤とみなされている。しかし、今日でも、このような個人所有権が治安や政治的理由などによって十分に法的に保証されていないところが世界中に多くある。たとえば、パキスタンではこのような個人所有権は警察や法システムの不備や不正のため、しばしば脅威にさらされる。

アフリカの民族誌の例は、多くの社会が個人の所有権をむしろチェックして抑制する社会的な仕掛けをもっていることを教えてくれる。個人的所有権は、生存のために基本的な資源の所有者に権力集中をもたらすものとみなすそれらの社会は、個人所有権を無力化しようと試みているようにみえる。ときには、近代的な個人的所有権を構成する三つの権利がばらばらに分解されていたりする。狩猟採集、牧畜、焼畑をおこなうアフリカ諸社会は、個人的所有権をあいまいにし、無力化する装置をもっているといえる。

人間が資源に対してもつ権利のあり方は、その社会と個人の関係と表裏一体である。個人の自立と完全性をうたう社会においては、個人は十全な所有権を許されるが、個人が社会に従属するという位置づけがなされるところでは、社会が個人に十全な所有権を認めることはない。社会のなかにおける個人の位置が、個人的所有権の範囲と強さを左右するといえることができる。

キーワード：所有，比較社会誌，アフリカ，狩猟採集，牧畜，焼畑

1. 背 景

今日においては、経済的に価値のある品物から空間や資源まで、すべてが所有されている状態にある。小は各個人によって所有されるもち物から、大は国家によって所有される領土、領空、領海までそうである。そして、それは民法から国際法までの、法的なシステムによって規定、保証されることになっている。

この世界的な状況は、自発的な内生的な展開によって帰結したというよりも、大航海時代に南アメリカに立ち入り、朗々とその土地を宗主国国王のものと宣言したコンキスタたちに象徴されるように、強力な外圧として非西欧地域を巻き込んだ。マルクスが「アジア的」と驚きをもってくった私的所有の一見未発達とみえる状況は、17世紀までは世界各地に残り、かつ、あとでみるように、現在においても、世界の辺縁というにはあまりに広大な地域において、なお現実としてある。

地球規模の視点からみて、経済政治的な動向を支配する、西欧起源の自由主義経済と民主主義

政治を標榜する国家体制が、いまや唯一の先進的モデルとみなされるようになっている。この特異な経済・政治システムの根幹は、個人の所有欲の完全な公的な認定を基礎にして発達してきたといつてよい。土地の囲い込み運動以来、あらゆる資源へのアクセスは、その資源の所有者にのみ認められるというのが、この体制のもっとも原初的な約束事である。

個人的な所有権は、こうした近代的な法制度のもとでは、処分権、収益権、使用権の束として、きわめて厚く保護されている。自由主義経済のもとでは、私的所有を経済制度の基盤として保護することによって、国民国家全体の体制を支えることになるからである。そして、社会主義経済体制が、もはや私的所有を排した共産制ということのできる特徴を失い、すくなくとも旧ソヴィエト連邦や中華人民共和国においては、個人の所有と営利活動を制限することによって、自由主義経済体制が優位にある世界においては、経済活動の活性化も、そして国家そのものの存在さえもがほとんど期待できなくなっている今日、個人的な所有権の問題は地球規模で広汎で普遍的な問題系をなすものとなっていると認識してよい。

本論は、こうした所有（権）の正当性／正統性を問う視座を構築していくための、ひとつの方法の提案についての覚え書きである。

所有の問題は、必ずしも個人の所有の問題に還元されるべきものではないし、そのなかで最大の領野を占めるものであるとにわかに判断することもできない。しかし、個人的な所有権とそれに類似する諸現象が、普遍的にと断定できないまでも、広く認められることから、これを手がかりにして、所有の問題一般に接近することは、当面かなり広い視野のもとで、問題を比較対照して定位することに十分有効であろうと思ふことができる。

一方、本研究は、そのプラクティカルな側面においては、近年の環境問題の生起するプロセスにおいて、またそれを有効に抑止する方途を考へるときに、個人（と一定範囲の諸個人）及び法人や行政単位の、土地や水資源、地下鉱物等の自然資源の所有と排他的な利用が問題にされることを勘案して構想されている。きわめて初歩的には、「空気は誰のものか？」とか、「海や海岸の開発は、地元住民の同意だけで可能なのだろうか？」などというかたちで表明される問題群に関与しようということである。所与としての法システムのなかでは、この議論は単に有効な運動論の選択にかかわるにしかすぎないが、より一般的に、当の法システムの相対的な位置を考へてみることが可能である。端的には、公共性に対する私権の位置付けをめぐる議論に、近代的な法理論以外の視点からの参照枠がありうることを示すことを目指している。所有とか所有権というテーマ設定よりも人間と生存に必須な資源とのかかわりと、ごく一般的に定式化しておくのがむしろ適当であろう。より抽象的に問題設定をおこなっておくほうが有効に思われるのは、以下において経済先進国ばかりではなく、いわゆる発展途上国などを含め、そのなかでもむしろ辺縁的な諸社会の事例を検討することによって、近代的な法治国家における所有権を、より広い視野のなかで相対化して、定位し直しその意味を再検討したいと考へるからである。

この問題関心の設定する諸々の論題は、今日的には各国家によってそれぞれが独自につくられ、固有の歴史をもっている近代的な法システムのもとにおいて、厳格に定義されるところの、個人的所有あるいは、個人所有権だけを問題にして議論ができるわけではない。それは近代的な法治が、国家全体に斉一に、そして実効をもっておこなわれていることは、いわゆる先進国以外ではあまり期待されえないという事実に基づいている。先進的な諸国においても、時間帯や場所にお

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

いては、身体の安全や身につけている所有物の保有すらが、十分守られないことがあるのは知られている。所有の正当性は、意外ともろい面をもっている。法治システムを維持すべき、警察等が十分機能しないからである。一見法治国家としての体制を整えているようにみえても、地方や辺境にいくと、警察権や司法権が十分に機能していないこともありうる。都市化と過密な生活環境のなかでの犯罪の増加の一方で、裁判所や刑務所の能力の限界、人権への配慮、などなどのために、犯罪抑止力としての警察の機能が制限されていくのが、先進国の状況のひとつである。

また、たとえば、パキスタン・イスラーム共和国の地方⁽¹⁾において一般的なように、個人の所有物は、基本的に、個人とその家族、その家族の父系でつながるより大きな血族の集団の力によって、保護されているというような状況も、発展途上国では例外的ではない。逆にいうと、血縁関係をとおして所属するところの父系出自集団の弱少な個人にとって、自己の所有物や既得権を守ることは、そう容易ではないということである。自分のものであると考えている土地区画に、他人が建物をつくっていると聞いて抗議に行くと、銃で撃たれるというようなことは、それほど珍しいことではないという地域さえある。

こうした事件が、警察や裁判所のあるような、かなり大きな町でおこることもありうる。実際は、係争している両者が、どれほどの戦闘力を中心とする影響力をその地方で維持しているか、警察司法関係者とのコネや賄賂をどれほど有効かつ自由に使うことができるかが、この紛争の結着のかたちに大きな力をもつ。まったく警察や裁判が制度的にも存在していない部族地域(tribal area)のようなところでは、こうした事件は、地域の住民の出自集団を代表する老人たちの合議によって裁定される。当然ながら、事件の関係当事者と、この合議に影響をもつ大きな出自集団との関係の親疎が、裁定に決定的な意味をもつことはいうまでもない。しかし、こうした部族地域でも、一種の慣習法やモラル・コードは厳として存在しており、その成員間で共有されているため、大きな出自集団に属する影響力の強い人物といえども、何をしてもよいというようなことになるわけではない。

また、このようなときには、個人的所有が絶対的ではない。すなわち、個人の所有は、各種の条件のもとにおいて可能だということである。たとえば、係争中の地域が、A という民族集団の分布居住地であるときには、係争中の両者も、両者の所属する出自集団も、すべて A 部族であることになっている。逆に、このような地域に、A 以外の民族集団の人間が、土地をもっていることはありえない、という含意があることを忘れてはならない。すなわち、このようなところでは、A という民族集団以外の人には、土地を個人的に所有できないことになっているのである。場合によっては、この条件はもっときびしく、A 民族集団の a という部族の、(a') という支族に所属していなくてはならない、というようなことがある⁽²⁾。

通常このような条件は、地域住民にとってさえ意識されない。むしろ、常識に属するものであり、地域の多数派の変化は、きわめて長い時間をかけておこなわれるからである。すくなくとも、所有権が、完全に個人にだけ十全に担われるものではないことを確認しておかなくてはならない。以上のこのパキスタンの例は、西南アジアのイスラーム圏の辺縁部、アフガニスタンや、イランの辺境、中央アジアの政府の支配から遠い地方、パキスタンの州都から遠いところ、とくに、インダス河流域や山地、部族地帯に典型的である。しかし、アジア、アフリカ、南アメリカにおいても広く、関与要因や歴史的な来歴は異なっても、個人の所有権が、法システムによって十分に

守られなくなっている例を、いくらでも集めることができる。

整理すると、近代的な法治国家においても、その警察司法が有効に機能していても、状況によっては、所有権の侵害はおこりうる。先進諸国において、私的な警備保障会社が発達するのは、この状況がけっして稀ではないことを示しているといつてよいであろう。警察司法にかかわる諸機関が十分に完備されていないとか、汚職等といったことによって機能不全に陥っているところでは、所有権は当の個人によってしか守られえない。そして、世界には、個人の所有権をめぐる法的整備の枠外に生活する人びとが、まだたくさん存在している。みてきたように、名目的でさえあっても、個人的な所有権を保証するためには、国家制度内の秩序維持のための暴力装置が十分に整備され迅速に行使されていなければならないからである。

しかし、さきのパキスタンの例でもみたように、近代的な意味での所有権が十全に保護されているというところでも、所有についての地域固有の考え方や実践が用意されていることが明らかになってくる。そして、こうした所有あるいは類所有と呼びうるような、資源と人間とのかかわり方の変異は、近代的な所有についての法的整備が、ただひとつ可能な歴史的な道筋ではないことを示していると解釈してよいであろう。近代的な個人的所有権は、一見、多様な人間と資源とのかかわりとそれをめぐる慣行のなかに、突出して結晶化したもののように見える。はたして、そうなのだろうか。いまいちど、近代的な個人所有というひとつの極相とまったく対極にあるかに見える、資源と人間との関係の様相をみるために、アフリカの民族誌⁽³⁾の例を瞥見してみたいと考える。

2. アフリカに佇むマルクス

人間が人間の生存にとって意味のある資源とどのような関係を維持しようとし、そのために、ほかの人間との関係をどのように調整しているのか、という問題をみると、アフリカ研究はきわめて魅力的な変異に富む事例を用意して、その手がかりを示してくれるように思われる。通常の個人的所有のイメージでは、一人の人間がひとつの資源を所有すると、それは排他的にその一人の人間のものとなり、ほかの人びとのアクセスはきわめて困難なものになる。資源をめぐる競合という、ごくありふれた状況がそこからはすぐに敷衍されることであろう。しかし、アフリカの民族誌の多くの例は、こうした想定や発想そのものが、個人的所有権の絶対的認知によってからめとられたものなのではないかという疑念に導いてくれる。そして、さらにこの疑念から、「逆なでに」あるいは症候的に、アフリカ外の、現在にごく近い時点での諸社会の例を読むことによって、近代的な法システムのもとにおける個人的所有権という概念そのものの周辺に実在する、多様なかたちの所有や類所有、通常の所有権を構成するはずの三つの権利、収益権と使用权と処分権がばらばらに分解されて、それぞれに独自の論理で動いている様態、ときには利用や利益についての諸制度が完備されているのに、所有に類する概念や実践がきわめて未発達に見える例などを検討するための一定の視座を手にすることができるのではないかと期待できる。

ともあれ、アフリカの事例について、狩猟採集社会についてまずみていくことにしたい。さらに、遊牧社会と、技術的にあまり洗練されていない自給的な農耕社会をみていく。これは、あく

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

までも、生業資源の所有と利用の諸相をみていくための一応の順序であって、とくに進化や発展段階といった理論枠を想定しているのではないことをここに申し添えておく。

2.1. 狩猟採集社会

アフリカの狩猟採集社会は、現在、ごく限られた生態的なゾーンにしか残存していない。サヴァンナや樹林帯には、ごく稀にしか狩猟採集民と呼べる人たちは生存していない。ザイールの乾燥疎開林帯のムボテと呼ばれる人たちは、そのような希少な例である。まとまった人口は、熱帯雨林の大きな樹海のなかと、砂漠に認められる。資源とその利用やそれにかかわる所有あるいは類所有の概念にかかわる資料は、今のところほぼ、生態人類学の研究成果から専一に引用できるのだが、その最良の成果蓄積が、熱帯雨林でピグミー、砂漠ではブッシュマンとこれまで呼びならわされてきた狩猟採集民についておこなわれてきた⁽⁴⁾。

狩猟採集社会の経済的な基盤は、いうまでもなく、本来的には、男性成員による狩猟活動と女性成員による植物食料の採集と小動物の採捕活動にある。これまでの生態人類学的な研究から、熱帯雨林でも砂漠でも、日常的な生計維持のためには、本来の食物であるとみなされている前者の男性の狩猟活動の成果である肉よりも、後者の女性たちのもたらす植物性食料がむしろ重要であることが明らかになっている。動物の肉がかなり恒常的にとれるのは、ピグミーのうち、共同でネット・ハンティングをおこなう人たちに限られ、ピグミーでもブッシュマンでも弓矢による個人猟では、猟果をえることのできる確率はいたって低い。

ピグミーも、ブッシュマンも、生活はキャンプという単位集団ごとに数家族から十数家族が集って営まれている。狩猟にせよ、採集にせよ、小動物採捕にせよ、ひとつの狩猟採集民のキャンプ集団ごとに、彼らが専ら用いることのできる地理的な空間が漠然とではあれ画定されている。多くの場合、その境界は、ほかの集団と接することによって引かれている。ただ、この境界はいたって可塑的であって、重複していることもあり、片方の集団が頻繁に用いている間はその集団のものであったが、用いなくなってから、隣接集団がよく用いるようになり、やがて、隣接集団の領分とみなされるようになるというようなこともありうる。熱帯雨林のピグミーたちは、キャンプからの主要な道筋の広がりとして、漠然としてこの領分をイメージしているらしい。

さらに、砂漠などでは、水が欠乏する時期に、恒久的に利用できる水場がきわめて重要な生存のための貴重な資源となる。ブッシュマンの生活圏では、こうした水場は稀少で、かつ、いつも同じ場所が利用できるとも限らない。きびしい乾季には、いくつもの単位集団が、本来のそれぞれの遊動領域の外にある、そうした水場集ってきて、共存する光景がみられる。このような状況でも、所有権が明確にされて厳しい水場の排他的利用がおこなわれることはない。

ピグミーでも、ブッシュマンでも、入手した食物は、厳格に平等に、キャンプの成員間で分配される。狩人がきわめて厳しい条件のなかで、かつ苛酷な身体的苦痛をおしてえた獲物であってさえ、あるいは、それゆえにこそ、まったく狩人も含めて、単位集団であるキャンプ成員間で、まったく平等に分けられる。もっとも、獲物を仕止めた狩人にもみ分けられる獲物の部位なるものが、設定されていることもあるが、それとて、分配される肉の量を左右するような性質のものではない。もっとも、矢を射込んだあと、キャンプから遠くに逃げて倒れた獲物を追跡して発見した矢を射った男とそのキャンプ仲間の男たちは、肉をキャンプに持ち帰る前に、腐りや

すく持ち運びにくい獲物の内臓をその場で焼いて食べてしまうことが多い。これには、キャンプの女性子供たちには参加できない。

獲物の所有関係については、きわめて興味深い実践が、ブッシュマンには認められる。彼らは、狩人の射止めた獲物は、矢を放った狩人自身のものではなく、射止めるのに用いた矢をつくった男のものだとする。そして、ブッシュマンの男たちは、きわめて頻繁に猟に出かけるときにもって行く矢を互いに交換しあう。このため、ある男がつくった一本の矢はつぎつぎと持ち主を替える。すくなくとも、矢のつくり手が名目的な獲物の所有者となることによって、獲物を仕止めた狩人は心情的にも獲物についての全面的な権利を主張できる立場から遠ざけられる。獲物に毒矢を射込んで、それがしっかりと獲物にささり致命傷となることを確認してからキャンプに帰ってきた狩人は、いたって、おとなしく、申しわけなさそうに、仲間の男に、明日の追跡に参加してくれることを求めるのだ、と民族誌は報告している。その狩人は、日中の手柄話をしたり、大声で話すことも不しつけとされる。彼は水は飲んでもよいが、食物をとることは禁じられている。当の狩人が食物を摂ると、その狩人の矢を受けた動物も、元気をとり戻して逃げてしまうだろうといわれる。

ブッシュマンたちは、おそらく、もっとも食べ物らしい食べ物である肉をめぐる、明白な政治哲学をもっているようにみえる。肉の独占は、稀少な貴重財の専有をとおしての社会的不平等の芽になることを、あらかじめ知っているかのようなのである。弓矢猟は、弓矢の技術的な限界から動物に接近しなくてはならず、それが開けた砂漠という環境もあってけっして安易ではない。すぐれた身体的な能力、根気、経験などを具有している狩人だけが、成功を収めることができる。当然、狩猟の能力には、きわめて大きな個人差があるのである。このため、思考実験としてでも、狩人が獲物の肉を排他的に所有して、分配等について彼の裁量が許されるなら、有能な狩人は、キャンプ内の権力と富を容易にその手に納めることができるだろう、と理解できる。ブッシュマンが、わざわざ、獲物の所有者を獲物に矢を射かけた狩人自身ではなく、矢をつくった人とみなし、かつ矢を頻繁に交換するのは、この権力や富の一個人への集中が、ブッシュマンのような狩猟採集社会では、もっとも高く評価される食物である動物の肉の排他的所有をとおしてかたちをとるということを知っているのではないか、と感じさせる。

伊谷純一郎が、きわめて魅力的な論文「人間平等起源論」(伊谷, 1986)において、これらの生態人類学的な資料を駆使して、ルソーの「不平等起源論」よりも、「平等起源論」のほうが論究される必要があると説いたのは、まったく正当なことであった。霊長目の社会構造の進化からみても、大型類人猿の社会をみても、オスを中心にしてつくられる社会構造原理は、順位制を中心に、すべてオスの体躯の大きさとそれに付随する暴力の強さという不平等原理で構成されている。人類においても、強者や狩りの巧者への権力の集中と不平等は、ごく自然におこりうることである。むしろ、ブッシュマンにおいてみられたような平等維持のための社会制度こそ、その起源が問われなくてはならないものである。

ブッシュマンのこの制度は、いわば二重の「安全装置」だと判断してよいかもしれない。というのは、ピグミーについては、矢の交換のようなことは報告されていないからである。しかし、ピグミーでも、獲物をキャンプに持ち帰った狩人が威張ることはなく、いつも成果をあげる狩人が特別の権力をもつわけでもなく、また、何らかの優遇を享受しているというわけでもない。明

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

白なことは、獲物がどのようにしてもたらされたにしても、きわめて厳格に平等に分配されるので、獲物をもたらしした狩人に何の権力ももたらされないし、彼が自らの優越感をキャンプメイトに表明することは厳しく禁じられているということである。研究者によっては、獲物ははっきりと狩人の所有であると認定されているのだ、と主張する。しかし、その研究者も認めるように、キャンプにおける分配の場では、厳格な平等分配というキャンプで共有されている規約によって、その所有の意味はまったく無化されてしまうのである。

平等分配という原則が強く貫かれていれば、たとえ獲物が狩人個人の所有物であってさえ、使用权・処分権の停止されたごく限定的な所有にしかすぎず、所有とかわらうて呼ぶことのできる時間的社会的文脈についての制限つきの所有でしかない。獲物がキャンプメイトの前で分配の対象にされる前という限定的なコンテキストにおいて、ようやく所有といえるにすぎない。その意味で、厳しい平等分配をおこなったうえで、なお、矢の交換をおこない、矢のつくり手を獲物の所有者とみなす制度をつくりあげたブッシュマンの例は二重の「安全装置」だと表現できるといふことである。

2.2. 遊牧民

アフリカの北部サハラ外縁地方、北東アフリカには、多くの文化集団に分かれて遊牧民あるいは牧畜民が分布している。西アフリカのトゥアレグ、ナイル河谷からアラビア半島に分布するバドゥア（アラブ）遊牧民については、ここではふれない。むしろ、北東アフリカのラクダやウシを飼養する遊牧民について中心的にみていくことにしたい。彼らは、民族学研究のなかでは、家畜文化複合（cattle complex）と呼ばれらされてきた、家畜を彼らの価値体系の中心とみなす、興味深い文化を発達させてきた。とくにヌエルなどのウシ飼養民にあっては、少年が最初に自分のものとする去勢オスウシは、きわめて重要で、そのウシの名前を自分の名前とし、夜も害虫を払ってやりながらそのウシと一緒にすごし、そのウシの姿を唱う歌をつくり、ウシの動作をまねたダンスを踊り、という具合である。

このように、自分たちの飼っている家畜に価値の中心をおく文化を発展させた人びとのことであるから、さぞかし家畜の所有については厳格な規定があるのであろうと想定するのは、ごく普通の思量である。おそらく、これらの家畜のための牧野や牧草についても、厳しい個人的な、排他的所有がかぶせられているのだろうとも推論するであろう。

この推論はこれらの人びとについての民族誌の報告に照合すると、一面正しく、一面まったく誤っていることがわかる。たしかに、家畜の所有については、個人所有といってよいほどに明確であり、その所有権は夫婦、親子の間でもはっきりと区別され、お互いに尊重しあうものになっている。しかし、この所有の様態のあらわれ方は、通常に想定されるものと大幅に異なっている。これは、これら北東アフリカの遊牧社会においてきわめて広汎におこなわれている家畜の預託制のためであり、その背後にある、民族集団間の家畜の奪い合い（raiding）で説明される。

ごく簡単な解説を加えると、以下のようなことになる。北東アフリカの遊牧民は、その民族集団によって、互いに、家畜の奪い合いをおこなう「敵対」集団と、お互いに助けあう「同盟」集団をもっている。家畜キャンプは、通常戦士と呼ばれる独身の若者や壮年男子によって守られている。彼らは、敵対集団の家畜キャンプを襲って、家畜を奪ってくることもあるが、反面、いつ

も敵対集団の戦士たちによって襲われ、家畜を奪われる潜在的な脅威のもとにいる。近年では、槍や刀といった武器ではなく、自動小銃などで武装しているため、家畜の奪い合いは、しばしば多くの死者を出す凄惨なものとなる。

この苛烈な家畜の奪い合いは、一方において、家畜を奪われたときの安全策をつくることを強制する。ときに頻繁におこなわれる、この家畜の略奪に耐えて、生活を再建あるいは維持していくためには、略奪にあってからあとでも、いくらかの家畜を再び手元に集められなくてはならない。預託制は、このための保証となるために考案されているのではないかとその機能を考えることができる。機能主義的に、この保証のために預託制がつけられた、とか、預託制が維持されているという表現は、あとにみる例証からも、避けるべきであろう。しかし、預託制に、この保証の意味が幾分かはあることは確かであろう。

この預託制は、レンディーレのように、きわめて複雑に展開されている。ここでは、紙幅の都合から、カブラについて略述するにとどめる（曾我，1998，2004）。ガブラはラクダ遊牧民であり、男たちは、自分たちのラクダをこよなく愛しており、もちろん、その所有関係はきわめて厳格にきまっている。しかし、その一方で、ガブラ社会においては、男たちは自分たちのラクダをなるべく彼自身の家畜群にとどめておいてはいけなく、すなわち、ほかの男に自分のラクダを預託しなければならないとする、強い社会的な要請がある。

この強い社会的な要請は、文化的に優勢な行動規範といってもよいし、社会的ルールといってもよいかたちをとっており、男たちは、自分自身の所有するラクダをほかの男の群に預け、自分の群はほかの男たちから預かったラクダから中心的に構成されるということになる。預けてもラクダの所有者はかわらない。しかし、所有者（A）から預かった男（B）は、また別の男（C）にそのラクダを再び預けることがある。そして、その第二の預けられた男（C）が第三の男（D）に預けてしまうこともある。その間、そのラクダがメスであったら、仔を生むこともある。この仔は、やはり（A）の所有であるが、メスの乳は、その時点でメスラクダを預かっている男のものとなる。

興味深いのは、本来の所有者（A）が保有している、彼自身の所有するラクダについての権利である。（A）は、（B）に対しては、自分のラクダを返却してもらったりする交渉を直接自由におこなうことができる。しかし、もし（B）が（C）に、そして（C）が（D）に預けてしまうと、（A）は（C）や（D）に対して、直接交渉することができない。（A）は（B）を介してのみ（C）と、（B）と（C）を介してようやく（D）と交渉できる。（A）が（C）や（D）と直接交渉することは、社会的にきわめて礼を欠く、してはならないこととみなされているのである。

このような条件のため、（A）がもし略奪に遭って自分の家畜群を失ってしまったときも、（A）は自分自身の所有するラクダを、十分迅速に手元に集めることができるわけではない。交渉は間接的であり、預けられている人たちのほうにも、それなりの経済的な理由があって、返却にすぐに応じないことはありうることであるからである。

このように略述できるガブラの事例からは、この預託制は、所有を相対化し、あるいは実質的に無力化する力をもっていることが明らかになる。所有者は、一旦この預託制にのっとって自分の家畜をほかの人に預けると、その家畜についての所有権があるとはいえ、そこからの収益やその家畜の処分に関する権利を、容易には行使できなくなるからである。したがって、ここに例に

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

あげたガブラにおいてはとくにそうであるが、預託制は確かに、家畜の所有者が自己の家畜を完全に自己の所有物として、そこから収益し、それを処分し、意のままに用いることを制限するという面をもっている。

ここでもまた、遊牧民にとって、家畜はつねに富の源であり、大きな家畜群を有することは心理的な満足と幸福感の根源であり、彼らの最高の自己アピールであり、（彼らのセルフ・イメージでは、いささか転倒しているが）それが副次的に権力に結びつくものとみなされる。いうまでもなく、家畜が彼らの文化と社会的な諸活動の価値の中心であるゆえに、その使用、収益、処分についての全面的な権利を所有者が享受することは、採猟民において動物を仕止めた狩人が、その獲物についての処分、利用、分配の全権利をもつこと以上に、遊牧民の社会におけるその意味は重大となりうる。

おそらく、預託制は、この家畜の個人所有の全面的な社会的活用を制限し、家畜の乳といった財を、所有者個人からより広い社会的なネットワークへと拡散して配分し、家畜そのものをさえ、個人所有の外へと循環させる。このような表現をとるならば、それはモース（Marcel Mauss）のいう贈与と同じ社会的意味をもつとさえいいうるものであろう。

ガブラたちは、自分たちのラクダへの愛着が強いことをよく知っていて、個人が個人で所有するラクダに「淫する」ことがないように、より強い預託の義務を社会的につくったのだとみえないこともない。曾我は、心情的にみて、それは「個人と共同体の相克」とみえると表現している（曾我，2004）。ときとして、完全な私的所有が、われわれの社会にみられるように、あまりに反社会的な色彩を帯びることを彼らは感じとっていたかにみえる。

2.3. 焼畑農耕民

アフリカのサバンナから熱帯雨林にかけて、多様な様式の農業が展開されている。一方においては、先進産業社会のための食糧や加工原料供給を第一の目的とするプランテーション農業があり、もう一方の極には、まったく機械化がおこなわれていない、ごく自給的な農業がおこなわれている。国家中枢から遠く、そして、産業にとって魅力的な資源に乏しい地方には、まだ広く、自給的な農業が営まれている。とくに、人口密度の低いところでは、農地の生産性を一定以上に保つために、施肥などをおこなわないで、つぎつぎ、山林を焼き払って、そこを農地とする焼畑農耕がおこなわれている。焼畑は、限られた労働力で必要な農地の面積を確保するために、また、その土地に木灰を与えて作物の生産性を数年間保持するためにも、有効な農法である。その農民の人口によって、その自給のために必要な農地面積がきまってくるわけだから、山林の面積と農民の人口との比率が山林の消尽にならないようなバランスを保っていれば、この焼畑農法は別に非難される性質のものではない。数年耕作して放棄された畑は、やがて二次林となり、そのまま数百年放置されれば、「原生林」に近づいていくことだろう。

アフリカの植生帯において、サバンナと雨林の中間あたりに広く分布する乾燥疎開林に生活する焼畑農耕民を例にして、彼らの間における生業資源の所有の正当性／正統性の問題をみていくことにしよう。

タイガニイカ湖の両岸は、典型的な乾燥疎開林で、そこには、ごくまばらに焼畑農耕民が生活している。彼らの集落は小さく、核になる血縁関係で結ばれた数家族に、何らかの関係をもって

いる家族がいくつかくっついて、成立している。通常、核になる家族たちが、その土地とのつながりを説明できる根拠をもっていて、ときにはタイトルを有している。集落の周囲、ほぼ半径数キロメートルから十数キロメートルにわたって、集落成員が開くことのできる土地が広がっており、そのなかで、成員は自由に畑を拓くことができる。

畑にするためには、雨季に水の流れる小さな川とそれを覆う河辺林のあるあたりが好適と考えられ、乾季に、そうしたところの木を伐って、乾季の終りに火をつけて焼く。雨季に入ってから、種まき（トウモロコシ、ピーナッツ）や植えつけ（キャッサバ）をおこない、トウモロコシ、ピーナッツ、キャッサバの順に収穫していく。キャッサバは、植えつけてから、1年目くらいして収穫され始め、4年目くらいまで用いられるが、これをすぎると、畑は棄却される。ときに、畑の辺縁に植えられたバナナや果樹だけが生き残ることもある。

集落周辺の土地は、集落のものと考えられており、大体、隣の集落の土地のあるあたりまで漠然と広がっているとみなされている。その意味で、土地は集落の「共同所有」ということになるが、この表現はあまり適切ではない。集落が「共同」と呼べるひとつの主権者としてまわっていると考える根拠はうすく、かつ、成員は容易に交替しうる。血縁関係のあるもの同士のけんかでも集落を出て行く家族があるし、血縁関係のない家族は、ほかのいろいろな理由で、その集落を出て外所の集落に編入される。女性をめぐるトラブルのため、集落がまったく二つに分かれることもあり、弟が成長して、兄の集落を出て別に独立することもあるという具合である。集落の周辺の何十平方キロメートルかが集落のものであるというのは、集落の成員の同意があれば、そのどこにでも、成員は自分の畑を拓くことができる、という意味においてである。

ほかの周辺集落の人が、わざわざ、他所の集落の周辺に畑を拓くことはない。徒歩で往復して農作業をせねばならず、収穫物の持ち帰り、さらに、害獣から畑を守る必要のために、自分の住む集落からそう遠くには、焼畑が拓かれることはない。したがって、こうした集落周辺の土地の利用をめぐる、集落成員間でも、ほかの集落とも争いがおこるということは実際あまりない。

ただし、そのようなところでも、拓かれた畑は完全に個人の所有である。労働価値説を裏付けするように、その木を倒して焼き、さらに燃え残りを焼いて、耕して作物をつくったところは、その拓いた人個人の畑であり、その収穫物をほかの人がとることはできない。夫が自分のと、妻のとを拓き、植えつけ後の畑の世話や収穫は妻がおこなっても、畑は夫のもの、妻のものと区別されている。妻が二人いると、夫は自分のを含めて三人分の畑を拓く。第一妻は自分の畑と夫の畑から収穫して、夫と子供たちに食べものをつくり、第二妻は夫がやって来るときには同じようにする。夫の畑は、二人の妻の間の力関係によるが、二人の妻が適宜世話をして利用している。

畑についての所有権は、そこを畑として利用している限りにおいて有効であって、それは土地という抽象的なものについての権利ではない。土地という語は、そこがその民族集団がもともと分布して、今も多数派を占めているところ、という意味で用いられるが、集落や個人にとの関係で言及されることはなく、それを所有するという感覚もない。むしろ、集落も個人も、歴史的にみると、相当移動しているし、生態的条件が同じような土地そのものは広大でどこまでも広がっていると考えられており、実際、稀少な資源というわけではないというのも、この状況のひとつの背景であろう。

このような社会環境であれば、実際上個人にふり分けられる土地には制限がないから、勤勉で

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

野心のある人は、いくらでも農地を広くしていき、条件のよいところは常畑化し、稀少な果実や野菜を育てて、富を築いていくことが可能にみえる。実際、男たちの焼畑を拓く労働をみていると、ずい分と余裕があるようにみえるので、われわれの感覚からすれば、害獣の食害が予想されるのだから、もうすこし余分の畑を拓いておくほうが安全にみえる。しかし、彼らは、けっしてそのようにはしない。結果、彼らは、生計のために必要ぎりぎりの収穫で満足することになる。そして、これが、集落の成員のすべてにみられる、この焼畑営農の経済的な結果であり、それゆえに、集落には貧富の差が生じず、集落の長といえども、それほどに豊かでもなく、特段の権力を行使できるわけでもないことになっている。

このような状況が現出する理由は、各人が必要以上の面積の農地を拓かないことによるのは明らかである。この理由が、呪術についての信仰に基づいていることが、広くこれらの農耕民の調査から導かれる。焼畑農耕民の精密な生態人類学的研究からこの機序を明らかにした最初の論考は、掛谷（1974, 1983）である。これらの人びとは、ほかよりも突出して豊かになったり、成功したりすることを、明瞭に「畏れる」。ほかの人たちから突出して豊かになることは、二つの面からきわめて危険である。ひとつは、ほかの人たちのねたみを買って、呪われる危険。もうひとつは、何らかの邪な方法を用いて、ほかの人のできない成功を達成したり、富を築いているのではないかと、疑われること。そして、彼らにとって、このような「畏れ」はきわめてリアルなのである⁽⁵⁾。

どれくらいリアルであるかを例証するために引用すべき民族誌の証言は枚挙にいとまがないほどである。ここでは、つぎのように説明するにとどめる。こうした焼畑農耕民の小さな集落では、食事は全集落の成員が集ってとる。食事の用意は、一軒ずつ巡番である。まず男たちが食べ、後女性と子供たちが食べる。そして、だれもひとりで食事することはない。もしも、ひとりで食事をしていたら、彼は邪術師（何らかの邪な術で、ほかの人を呪おうと意図している）とみなされる。当人が意図していなくとも、彼の存在そのものが他人に不幸をもたらすという、非意図的で無自覚な妖術師とみなされることさえあるから、注意しなくてはならない。

このような信仰によって、部外者からみれば、人びとはいくらでも機会があるにもかかわらず、すすんでほかの人以上に富や権力を求めようとはしないのである。ガブラの例にみた預託制と同じような社会的に広く認定された強制力が、焼畑農耕民においては、この呪術信仰のかたちで社会的に共有され、集落成員を相互に規制しあい、突出した生産活動をおこなうことを抑止するということになっているのである。

3. 若干の結論的注記と補足的展望

近代的な所有権が、処分、収益、使用についての大きな権利の束を所有者に許し、ほかからのアクセスを厳格に排除するのに対して、アフリカでみてきた例は、こうした所有権の正当性をむしろ社会的に制限しようとしているかにみえる。すくなくとも、所有者が、自ら所有するものに対してもっている絶対的ともみえる権利は、前節のアフリカの例からは社会的に認知されていない。近代的な民法によって保護されている個人の所有権を構成する三つの権利、処分、収益、使

用についての権利を鍵にして、アフリカの諸例を整理すると、つぎのようになろう。

狩猟採集民の例では、食物として、もっとも高く評価される財である肉について、所有者を何らかのかたちで認定していても、肉のキャンプ成員間での厳格な平等分配を鉄則とすることで、その処分・使用权を、所有者から奪ってしまうことによって、所有権を事実上無力化してしまう。ガブラを例にしてみた北東アフリカの遊牧社会においては、頻繁な略奪の応酬という社会的背景をもとに、家畜は自己の家畜群におくべきではなく、広く知友の人の群に預けなくてはならないという預託制のために、家畜の所有者は、名目上の所有権を保持していても、実質的には、処分（その家畜を売ったり屠殺したりする）、収益（仔や乳を自分の思いのままにする）、使用（手近において利用する）のいずれもすぐには直接的におこなえない立場におかれている。

焼畑農耕民の場合は、生業にかかわる生産手段である土地へのアクセスは、所有という制度からみれば、かなり自由度が高く、個人の裁量に任されているかにみえる。実際、彼の労働によってえられたものは、農地であれ収穫であれ、彼のものと認められている。しかし、こうした所有の制度と直接的につながっていない（と、今のところみえる）ように思われる、超自然的な呪術（邪術）や妖術についての共有されている信念が、人びとに積極的な自己所有の拡大を思いとどまらせる。

近代的な所有権を三つの権利の束とみなす立場から、溯行的にアフリカの例をみると、以上のようになる。簡言すれば、狩猟採集民と遊牧民に関しては、その視点からの整理は有効だが、焼畑農耕民については、それだけでは、彼らの行動特性を明快に規定できない。むしろ、焼畑農耕民については、今日の先進的産業社会において、近代化とともに進行した世俗化をこうむらない以前の状況を想起させる。宗教であれ、身分制であれ、聖なるものとみなされた秩序にさからうような企図は、経済的な活動によってさえ忌避されていた時代が、西欧においてさえ実在していたことを考えなくてはならない。

狩猟採集社会、もっと一般的には、フォレイジャー（forager）の社会においては、富のかたちが、牧畜民のように家畜や、焼畑農民のように畑や穀物というように蓄積されないことも重要であろう。この与件のもとに、ここでふれた狩猟採集民の平等性への固執は、けっしてアフリカに限定されるものではないことが明らかにされている（クラストル、1987）。ここでは十分に論じることができないが、財が容易に蓄積されないこのような社会の様態と諸個人の権力の平等への強い嗜好とは関係している可能性がある。自然への労働の投入とそこからの生産、そしてその結果の蓄積をおこなう牧畜・農耕型の社会と、自然の用意するものを収奪し、それを周年利用するカレンダーをつくるだけで生きていく狩猟採集・フォレイジャー型の社会とは、当然所有を含む生業資源とのかかわりのあり方をまったく異にしているということは、当然考えなくてはならないであろう。

私的所有権を考察の中心に据えるならば、アフリカ民族誌をひきつつおこなったこの覚え書きから、おおよそつぎのような見通しをえることができるであろう。私的所有権は、その社会において、個人に認められる権利であることはいうまでもないであろう。アフリカの民族誌の例は、まさにこの点に注意を喚起するものだといえないだろうか。

近代的な所有権は、まさに近代における個人の位置に対応して設定されている。近代においては、すくなくとも理念上は、社会のなかでの個人の位置は、完全な自由意志と独自の判断を行使しう

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

る、あくまでも十全な独立した個人として認められ、逆に、社会こそはそうした個人の集積としてイメージされている。それゆえに、社会的な認知のもとに、こうした個人にほぼ絶対的ともいえる所有権が賦与される。その意味では、アフリカの辺縁地方の「伝統」的諸社会においては、その成員は完全な自由意志や判断力を行使する個ではなく、むしろ、まずその社会に帰属することによって、存在するものとみなされる。個人の独立性は、社会に従属している。原則的にいって、所有という資源との関係自体が社会的なものである以上、社会に従属している個人に、社会が十全な所有権を賦与することはないのだ、とみることができるであろう。

狩猟採集社会における、獲物の絶対的な平等分配、遊牧社会における家畜の預託というような実践が可能なのは、社会的な強制力がその社会の成員をよく統制していることを示している。あえて、こうした約束事を破る個人がいないのは、個人がまずなによりその社会のなかでのしきたりを尊重し、そのなかに生きようとしているからであろう。焼畑農耕民の呪術についての信仰も、その信仰体系がリアルに広く社会的に分かちもたれているからこそ、所有や蓄財に対して一定のコントロールとなりうる効果を発揮しうるわけだから、個人はまったく自分の意志や判断で行動選択をしうるわけではないことを示しているのであろう。

そして、近代化の流れのなかで、先進的な民主主義や自由主義経済を採用するようになった国ぐににあっても、その政治経済の体制が内容をともなう、国土全体に斉一に広がっていることはまずない。このため、あらゆる社会制度が、法システムをも含めて、ダブル・スタンダードにみえるようになっていることは、よくあることである。

ここでは、パキスタンの例をあげたが、このダブル・スタンダードに近い事例は、日本の村落社会の慣行からも同質のものを発見することができるであろう。アフリカからはじめた本研究の比較社会誌的な視点は、珍奇な例としての孤立した民族誌の報告をとりあげたのではない。紙幅の都合上、十分に広く例証をおこない、その民族誌的背景を説明しえなかったことから、読者にそのような印象を与えるかもしれないということを、著者はもっともおそれている。現在、著者を中心にしておこなっている共同研究の成果刊行物等を参照いただくほかアフリカとアジアからの調査報告を適宜つきあわせていただくことを希望したい。近い将来、骨子だけの本覚え書きを、多くの民族誌例とともに、より完全な論考として書きあげることは、もとより著者の責務であると考えている。

謝 辞

本稿は、2002年度より始った特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築——象徴系と生態系の連関をとらえて——（略称・資源人類学）」の計画研究班「自然資源の認知と加工」（代表・松井健）において進めている研究の成果の一部を、ごく簡単にスケッチしたものである。副代表の杉島敬志教授（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）、分担者の菅豊助教授（東京大学東洋文化研究所）、曾我亨助教授（弘前大学人文学部）、そして三氏が分担して組織して下さった研究会において、発表者、コメンテーターとして参加して下さった方々には、とくにお名前をあげないが、研究発表、討論、資料の提供等をとらえてとくにお世話になった。むしろ著者はこうした機会に接した刺激的な事例と議論に個人的な感想を加えて、本論考をつくるという幸せにめぐりあえたというように感じていることを、とくに書き添えておきたい。

注

- (1) パキスタンの例については、社会人類学的な研究の蓄積はそれほど厚くはないとはいえ、Akbar S.

Ahmed や Charles Lindholm や Richard Tapper, Nancy Tapper 夫妻らの諸著作などからえられる社会歴史的な文脈についての情報が議論を正確におこなうためには不可欠である。また、松井（1993, 1998, 2000, 2001）も参照のこと。

- (2) 無頭部の部族社会、相補的対立といった社会人類学のごく基本的なモデルが下じきになっている。出自関係と政治構造とのかかわりについては、これまたごく古典的なエヴァンズ＝プリチャードの説明が、この地域においては有効である（エヴァンズ＝プリチャード，1978）。エヴァンズ＝プリチャードの一連の邦訳（1982, 1985）は、以下のアフリカについて、とくに、牧畜民の事例の背景について、必要な知識を与えてくれる。
- (3) アフリカの民族誌については、内外にかなりの蓄積があり、本小論において、その民族誌の文脈を十分に説明することはできないし、小論の論の進め方によって、また著者の個人的興味にしたがって整理、略述される。このため十分な書誌情報が必要であるが、それ自体膨大なものとなる。アフリカ民族誌のうち、ここで引用したもののかかなりの部分は、京都大学の生態人類学研究グループの成果であり、その概要は、京都大学学術出版会から出版されている『生態人類学講座』の第1巻『カラハリ狩猟採集民』（田中，2001），第2巻『森と人の共存世界』（市川・佐藤，2001），第4巻『遊牧民の世界』（佐藤，2002）から知ることができる。ほかに、『自然社会の人類学』『続・自然社会の人類学』（伊谷・田中，1986，田中ほか，1996），『遊動民』（田中ほか，2004）も背景となる多くの知識を与えてくれるだろう。狩猟採集民のもっとも基本的な民族誌として、田中（1971）と市川（1982）があることを申し添えておく。
- (4) これらの民族名は、もともと部外者が名づけたもので、けっしてよい含意があるわけではない。ただ、彼ら自身の自称を用いると、かなり小さい地域集団が参照され、これらの民族についての知識に乏しい人は混乱する。一応これらの名称を用い、あわせて下位集団について自称を用いている現今の当該民族集団の研究者の慣用にならうことにする。
- (5) 掛谷は、研究対象をタンガニカ湖東岸のトングウェから、より精力的な焼畑農民にみえるベンバに研究対象を広げていくが、やはりそこにも、ぬきがたい彼らの『過少生産』の傾向性を認めている（掛谷，1994）。

文献

- Clastres, Pierre, 1974, *La société contre L'Etat*, Éd. de Minuit=1987, 渡辺公三訳『国家に抗する社会』白馬書房.
- Evans-Pritchard, E. E., 1940, *The Nuer*, Clarendon Press=1978, 向井元子訳『ヌアー族——ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録——』岩波書店.
- , 1951, *Kinship and Marriage among the Nuer*, Clarendon Press=1985, 長島信弘・向井元子訳『ヌアー族の親族と結婚』岩波書店.
- , 1956, *Nuer Religion*, Clarendon Press=1982, 向井元子訳『ヌアー族の宗教』岩波書店.
- 市川光雄, 1982, 『森の狩猟民——ムブティ・ピグミーの生活——』人文書院.
- 市川光雄・佐藤弘明編, 2001, 『生態人類学講座 2 森と人の共存世界』京都大学学術出版会.
- 伊谷純一郎, 1986, 「人間平等起源論」伊谷純一郎・田中二郎編『自然社会の人類学』アカデミア出版会：349-389.
- 伊谷純一郎・田中二郎編, 1986, 『自然社会の人類学——アフリカに生きる——』アカデミア出版会.
- 掛谷誠, 1974, 「トングウェ族の生計維持機構——生活環境・生業・食生活——」『季刊人類学』5（3）：3-90.
- , 1993, 「妬みの生態人類学——アフリカの事例を中心に——」大塚柳太郎編『現代のエスプリ・生態人類学』至文堂, 229-241.

松井：所有の外延についての比較社会誌的覚え書き

- , 1994, 「焼畑農耕社会と平準化」大塚柳太郎編『地球に生きる 3 資源への文化適応』雄山閣, 121-145.
- 松井 健, 1993, 「インド北西辺境における性愛のテーマ」須藤健一・杉島敬志編『性の民族誌』人文書院, 76-97.
- , 1998, 「周辺性と民族的自立——パシュトゥーン人とバルーチ人の例から——」清水昭俊編『周辺民族の現在』世界思想社, 109-127.
- , 2000, 『西南アジア遊牧民族記』国立歴史民俗博物館振興会.
- , 2001, 『遊牧という文化——移動の生活戦略——』吉川弘文館.
- 佐藤 俊編, 2002, 『生態人類学講座 4 遊牧民の世界』京都大学学術出版会.
- 曾我 亨, 1998, 「ラクダの信託が生む絆——北ケニアの牧畜民ガブラにおけるラクダの信託制度——」『アフリカ研究』52: 29-49.
- , 2004, 「個人と共同体の相克——ラクダ牧畜民ガブラにおける家畜の所有と信託制度——」田中二郎ほか編『遊動民』昭和堂, 340-362.
- 田中二郎, 1971, 『ブッシュマン——生態人類学的研究——』思索社.
- 田中二郎編, 2001, 『生態人類学講座 1 カラハリ狩猟採集民——過去と現在——』京都大学学術出版会.
- 田中二郎・掛谷誠・市川光雄・太田至編, 1996, 『続・自然社会の人類学——変貌するアフリカ——』アカデミア出版会.
- 田中二郎・佐藤俊・菅原和孝・太田至編, 2004, 『遊動民——アフリカの原野に生きる——』昭和堂.
- (まつい・たけし)